平成２４年（フ）第６８号
堺市中区深井清水町3304番地　サンモール深井202号
債務者　岡田千加子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
堺市西区浜寺諏訪森町西１丁28番地２　ロイヤル諏訪森302号
債務者　清岡　芳彦
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
堺市西区草部1021番地　３棟305号、前住所堺市西区鳳東町７丁749番地
債務者　お食事処憩こと　鮫島　豊子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
堺市堺区栄橋町２丁１番10―401号
債務者　北野　英子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
堺市北区金岡町2124番地
債務者　西側　正信
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
大阪府河内長野市市町262番地の１　アドミラール201号
債務者　増田　明弘
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
沖縄県那覇市前島１丁目15番11号ステューディオ前島701
債務者　上間　宗尚
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６６号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目５番14―404号　浦和寮
債務者　渡眞利幸枝（旧姓伊波）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８号
福島県会津若松市八角町７番２号
債務者　舟田　作夫
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
愛知県半田市鵜ノ池町３番地の29
債務者　山田　和江
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２６号
名古屋市北区城東町１丁目26番地の１　ＦＯＵＲ　ＧＲＥＥＮ城東105号
債務者　岩田　美保
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２８号
名古屋市千種区内山３丁目９番１号　ザ・エステートパレス703号
債務者　窪田　　諭
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４５６号
福岡県朝倉郡筑前町依井893番地１メゾンハヤト202号
債務者　光武さよ子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３４３号
福岡県春日市弥生２丁目57番地時平コーポ202号
債務者　丸山由美子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６７０号
福岡県糸島市二丈上深江516番地14
債務者　浜田　　仁
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７６９号
福岡市東区三苫７丁目339番地１
債務者　高木　信一
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７８２号
福岡県糸島市篠原西１丁目17番１―303号
債務者　阪野　妙子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部